

定 款

平成24年5月25日 制定

一般社団法人 山口県電業協会

〒754-0002

山口市小郡下郷793番地の3 第一中央ビル6階

電話 (083) 973-0886

FAX (083) 973-0856

平成24年5月25日 制定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県電業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市小郡下郷793番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、電気・通信設備工事の適正な施工を確保するとともに、電気・通信設備工事業の健全な発展を図り、もって地域社会に貢献し公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 電気・通信設備工事業者の経営の向上及び施工技術の確保に資する取組
- 二 電気・通信設備工事に関する資材、機材及び工具等の情報の提供
- 三 電気・通信設備工事の事故防止対策及び環境の保全に関する取組
- 四 官公庁その他関係機関に対する要望及び協力
- 五 防災対策、ボランティア活動等の地域社会に貢献する事業
- 六 会員相互扶助及びその従業員の福利厚生に関する事業
- 七 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- 一 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 この法人の事業に賛助する個人又は団体
- 三 特別会員 電気工事に関する学識経験があり、かつ、この法人の目的に賛同する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入

会の申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 入会の手続に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(入会金及び会費)

第7条 会員(特別会員を除く。)は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年会費を支払う義務を負う。

2 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時に入会金を支払う義務を負う。

3 会費及び入会金の額は、会員総会において別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき。

二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の日から1週間前までに、当該会員に対し、その旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会員総会において会員の除名の決議があったときには、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 第7条第1項及び第2項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

二 総正会員が同意したとき。

三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金及びこの法人の資産について、この法人の会員は、その資格を喪失した場合においても、何らの請求をすることができない。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって一般法人法の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会金及び会費の額
 - 二 会員の除名
 - 三 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- （開催）

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、臨時会員総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、会員総会を招集するときは、会員総会の日前2週間前までに、正会員に対して、必要な事項を記載した書面による通知を発しなければならない。
- 4 総会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が規程を定める。

（議長）

第16条 会員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるときは、当該会員総会において正会員の中から選出された者が議長の職務を代理する。

（議決権）

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

（定足数）

第18条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

（決議）

第19条 会員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数

を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの候補者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 会員総会に出席することができない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は会員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第21条 理事会は、会員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨の決議をすることができる。

2 前項の規定による書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までには当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(会員総会の決議の省略)

第22条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会員総会において指名された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

3 この法人は、第1項の規定により作成した議事録を、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員、相談役

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 10名以上15名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、理事又は監事のうち、それぞれ1名は、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集し、理事会の決議によって理事の中

から新たな会長を選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長の補佐をするものとする。

4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第29条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、役員が退任したときは、会員総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を役員在籍功労金として支給することができる。

(相談役)

第31条 この法人に、相談役1名を置くことができる。

2 相談役は、この法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べることができる。

4 相談役の任期は、委嘱の都度、会長が定めるものとする。

5 相談役は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他の必要な事項を記載した書面による通知を、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、副会長が議長の職務を代理する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第38条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示し、かつ、監事が当該提案について異議を述べないときに限り、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、出席した理事及び監事が記名押印する。

3 この法人は、第1項の規定により作成した議事録を、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、定時会員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 部会及び事務局

(部会)

第48条 この法人の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て部会を設置することができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第49条 この法人に、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局長以外の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補 則

(補則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、織田村貢とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人山口県電業協会の諸規程等は、一般社団法人山口県電業協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は読み替えるものとする。

5 この定款は、第2条を一部変更し平成26年8月4日から施行する。

6 この定款は、第31条を追記し令和2年5月29日から施行する。